

古代インドにおける倫理と社会規範

—— ダルマ (dharma) と〈法〉概念の接点 ——

沼田 一郎

0. はじめに

「ダルマ (dharma)」がインドの社会、宗教、思想を理解するためのカギとなる概念のひとつであることには大方の同意が得られるのではないかと思うが、これを過不足なく翻訳して理解することは困難である。ダルマは仏教文献の言葉としては中国において「法」と訳され、それはわが国にも伝えられている。しかしダルマを「法」に置き換えたとしても、その用法のヴァリエーションを直ちに理解することは難しいであろう¹。

インド内部に限っても事情は単純ではなく、ダルマの意味を歴史的に通観した上で、それが社会において果たした機能についても改めて検討する必要があるだろう。本稿はそのような dharma 概念が社会規範としての〈法〉概念とどのように重なり合うのかを確認することを目的とする。

1. ヴェーダにおけるダルマ

dhárman (dharma の古形) は動詞語根√dhr に karman (√kr+man; 行為、「業」)、brahman (√brh+man; ブラフマン、「梵」) などと同じく接尾辞-man を付して形成さ

表1 ヴェーダ文献の構成

A	サンヒター (Saṃhitā)	讃歌や呪詞の集成
B	ブラーフマナ (Brāhmaṇa)	A に対する神学的・象徴的解釈
C	アーラニヤカ (Āraṇyaka)	ヴェーダや祭祀の密義
D	ウパニシャッド (Upaniṣad)	哲学的諸問題

れた行為名詞 (action noun) である。『リグ・ヴェーダ (Rgveda)』(BC.12~13C) に用例があり、『リグ・ヴェーダ』以降の文献では dharma が用いられる。dhárman は『リグ・ヴェーダ』以前、つまりインド・イラン共通時代にはさかのぼらないことが確認されており、インド起源

¹ この点については、堀内俊郎による本誌掲載「仏教における法概念の多様性——思想史的観点から」を参照されたい。

〈法〉概念の時間と空間

の概念であると考えられている²。

ヴェーダ文献は、表1に示したような組織を有しており、伝統的な解釈では A→B→C→D の順に成立したとされている³。A 類の「サンヒター」はそれぞれのヴェーダ学派の基礎となる讃歌、呪詞などの集成であり、D 類の「ウパニシャッド」には後の「インド哲学」発展の基礎となる課題（認識論や存在論など）が提示されている。ここでは、主として [Horsch 2004] [Brereton 2004] に拠って A 類の中でも最古の『リグ・ヴェーダ』の dhárman の用例について概略を示し、次いで D 類の古ウパニシャッド文献に見られる dharma について検討する。

1-1. 『リグ・ヴェーダ』の用例

『リグ・ヴェーダ』における dhárman の用例は、複合語 (dharma-kṛt, satyá-dharman) や形容詞 (dhármavat)、あるいはアクセント位置の異なる例、さらには dhārīman という語型の異なるものも含めて 70 例余である。それらを詳細に分析した [Brereton 2009] は、

- (1) インド・イラン共通時代のものではなく、インドにおいて成立した。
- (2) 語根 √dhr の意味である「支える」「保つ」「基礎となる」を直接反映している。
- (3) 宇宙の運動、儀礼や王権を支え基礎づける概念である。

と総括する。さらに「対格 (Accusative)」の用例が非常に稀であり⁴、動詞の目的語となる例の少ないことも指摘しうる。A 類に属する『リグ・ヴェーダ』以外の文献や B、C 類では資料の量的な増加に比して、dharma の用例は減少する。また、B 類以降に否定形である a-dharma の用例が知られる⁵。

1-2. ウパニシャッドにおける dharma

ウパニシャッド文献はヴェーダの 1 部分を構成するが、自我 (アートマン) や宇宙原理 (ブラフマン) の探求のような形而上学的な問題を扱うこと、あるいは出家遊行や苦行を称揚するなどの点において異彩を放っている。dharma の用例は『リグ・ヴェーダ』よりも更に少ないが、以下のような点を指摘しうる。

² 『リグ・ヴェーダ』における dhárman については、[Horsch 2009] [Brereton 2009] に詳しく検討されているほか、[Hiltebeitel 2011:51-102] にはヴェーダにおける用例が包括的に検討されている。[渡瀬 1988] はヴェーダ期の dharma (dhárman) を、ヴァルナ体制との関連で扱っている。

³ 言語史の立場からはこの成立順序について異論がある。[後藤 2008:67]

⁴ [Grassmann 1976] および VPAK を参照した。

⁵ VPAK による。

古代インドにおける倫理と社会規範

「古ウパニシャッド」を代表する『ブリハッドアーラニヤカ・ウパニシャッド (*Bṛhadāraṇyaka-Upaniṣad*)』第1巻第4章には以下のような記述がある。

始めにここに唯一のものとしてブラフマンがあった。それは一なるものであつて分裂しなかつた。それはそれに優る形態としてクシャトラ（支配する力）を生じた。[中略] 王の即位儀礼において、バラモンはクシャトリアの下に座るのだ。[中略] それはヴィシュを生じた。[中略] それはシュードラを生じた。[中略] それはそれに優る形態として dharma を生じた。この dharma なるものはクシャトラを凌駕するクシャトラである。それゆえに dharma を超えるものは存在しないのである。それゆえに、力の弱い者がより強い者に、dharma をもって語りかける。それはあたかも王に頼ってそうするように。そのようにして dharma なるものは真理 (satya) なのである。それゆえに、真理を語る人のことを、世間では「dharma を語る」というのであり、あるいは「彼は真理を語る」と。そういうわけでこの両者 (dharma と satya) は同一なのである。
(『ブリハッド』 1.4.11~14)

ここでは dharma が人間社会の秩序原理として機能していると言えるだろう。初期のヴェーダにおいては宇宙や神々、あるいは祭祀を基礎づける原理であった dharma が地上のことから関わるものとして表象されているのである。

『ブリハッド』に並び称される『チャンドーギヤ・ウパニシャッド (*Chāndogya-Upaniṣad*)』は第2巻第23章において以下のように言う。

dharma の部門 (dharmaskandha)⁶ は3種である。祭祀とヴェーダ学習と布施（祭祀の報酬）が第1である。苦行が第2。禁欲の実践と、師匠の家に住して師匠の家に自らを永遠に沈める（終生弟子）、これが第3である。これらすべてはよき世界へとつながるが、ブラフマンに安住する者は不死へと到るのである。(『チャンドーギヤ』 2.23.1⁷)

8世紀に出たシャンカラ (Śaṅkara) は多くのウパニシャッド等に注釈を著しているが、この箇所については以下のように言う。

彼らは[果報として]「良き世界[すなわち来世]」を有するのであり、「住期」⁸に属している。

⁶ 仏教用語としての「法蘊 (dharmaskandha)」ではない。

⁷ シャンカラはこの箇所を『ブラフマースートラ (*Brahmasūtra*)』(3.4.17)の注釈に引用し、性的禁欲を守る出家遊行者にこそ「ブラフマンの知 (vidyā)」があることを説いている。

⁸ 『マヌ法典』以降、veda 学習期—在家生活期—林住期—出家遊行期という4段階の「住期 (āśrama)」に

〈法〉概念の時間と空間

この他に、言及されていないが、第4のものとして「遊行 (parivrāj)」があり、ブラフマンに
安住、つまりブラフマンに正しく立ち、彼は不死すなわち「良き世界」とは異なる永遠の不死
の状態に達するのだ。

つまり、人生には在家、師匠の内弟子、そして出家遊行という3類型があり、前2者にはその
果報としての望ましい来世 (バラモンに転生することなどであろう) が保証されるが、出家遊
行の道はブラフマンとの合一という超世間的あるいは超輪廻的な境地へと到ることが示され
ているのである。ここでは dharma はそのような人生の諸類型を意味していると考えられる。

2. 「ダルマ・スートラ」の dharma —— 伝統保守と変容の兆し

ヴェーダはバラモ
ンたちによって祭祀
の現場で使用される
べきものであり、祭
場の設営や具体的な
式次第、儀礼の所作

表2 ヴェーダ祭祀の補助文献

1	シュラウタ・スートラ (Śrautasūtra)	大規模祭祀の綱要書
2	グリヒヤ・スートラ (Gṛhyasūtra)	家庭祭祀の綱要書
3	シュルバ・スートラ (Śulbasūtra)	祭場の設営
4	ダルマ・スートラ (Dharmasūtra)	ダルマの教え

などを詳細に規定した補助文献 (表2) が順次編纂された。その多くは、いわば現場用のマニ
ュアル書というべきものだが、「ダルマ・スートラ (Dharmasūtra)」はそうではない。dharma
をバラモンの立場から体系的に示したものであり、4点のダルマ・スートラが現存している。そ
の中でも古形を保ち正確に伝承されているとされるのが『アーパスタンバ・ダルマ・スートラ
(Āpastambadharmasūtra)』である。

2-1. 『アーパスタンバ・ダルマ・スートラ』における dharma の体系

『アーパスタンバ』は冒頭の句で、次のように dharma を定義する。

さて以下に dharma を説明するが、それらは合意に基づいて実践されたものである。dharma を
知る者の合意とヴェーダがその根拠となる。バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシヤ、シュード
ラという4種のヴァルナがある。(1.1.1~4)⁹

よる線形的な人生スタイルが正統視されるようになる。ただし、「住期」という訳語には問題がある。[渡
瀬 1981]。

⁹ ここに言う「ヴァルナ (varṇa)」とは社会を構成する理念的な「型」と言うべきであって、いわゆる「カ
ースト (caste)」とは次元の異なるカテゴリーである。カースト制度の歴史については、小谷汪之による

古代インドにおける倫理と社会規範

ダルマーストラが関心を持って規定するのは、原則として「在家」「成人」「男子」の生活・行為規範である。シュードラを除いて、生産的活動に従事しながら、1日、1年、そして生涯の儀礼を着実に執行し、司祭としてのバラモンへの報酬（布施）を滞りなく支払う。これが、「ダルマーストラ」の立場からする人間のあるべき姿すなわち dharma であると言えよう。

このような「dharma 観」は、インドの伝統的な哲学説とも照応する。インドの古典的哲学学派（いわゆる六派哲学）のうち、最も保守的にしてヴェーダの権威をアプリアリに認めようとしたのはミーマーンサー（Mīmāṃsā）学派だが、その根本聖典である『ミーマーンサー・スートラ（Mīmāṃsāsūtra）』の冒頭で、「さて、これより dharma の考察が始まる」と宣言し、次いで dharma を、「祭祀を執行せよ」などと言うヴェーダの「教令（codanā）を目印とする目的（artha、求められるもの）」と定義する¹⁰。ダルマーストラの規定する、共同体の構成員として当然に実行されるべき「義務」を踏まえた上での解釈と言ってよいであろう。

「ダルマーストラ」の正確な成立年代は不明で、西暦紀元前の数世紀と考えられる¹¹。しかし、その時代にこのような文献が編纂されねばならなかった理由は何であろうか。北西インドのパンジャーブ（Punjab）に生まれたバラモン文化の中心は、この頃にはガンジス川（Gaṅgā）中流域のヒンドウスタン平原へと移り、肥沃な土壌と物質的な生産手段の発展は都市を中心とした経済活動を支えた。そこで醸成された自由の気風が仏教やジャイナ教のような新しい思想潮流を生み出したのである。ウパニシャッドの古層はそのような社会的背景のもとに、やや先行して成立したと考えられ、この両者の間には共通要素が見いだされる¹²。それは出家遊行であり、解脱への志向である。これらは正統的な価値観とは相容れないもので、それが延いてはダルマーストラ成立のひとつの契機になったのではないか。つまり、社会の構成員としてのあるべき姿をあらためて定式化して、それを支える原理・理念を明確にする必要に迫られたのではないかと考えられる。

2-2. ダルマ変容の兆し

ここで『アーパスタンバ』の構造に注目すると、これが明らかに2つの層からなっていることがわかる¹³。在家生活（部分的に出家についても言及される）を中心とした dharma 的な生き方を語り終えたあとに、突如として王の職務と司法を扱うセクションが現れる。前者と後者

一連の研究がある。たとえば [小谷 1996] を見よ。

¹⁰ ダルマについてのミーマーンサー流の実在論的な思考については、[片岡 1999] [片岡 2001]。

¹¹ [Olivelle 2000 : 4-10]

¹² [藤井 2007 : 84-5]。

¹³ [井狩・渡瀬 2002 : 349] [沼田 2002]

〈法〉概念の時間と空間

の間には重複する内容も見られ、後者は付加部分であることが明らかである。このような主題は本来 dharma の埒外にあり、バラモンが理想とするのは宗教的な価値（浄性）の貫徹する社会であって、司法、戦争あるいは政治などはそこに含まれるべきではない。これを「ダルマの世俗化」と呼んでよいであろう¹⁴。

3. 『マヌ法典』における dharma の「世俗化」

dharma を主題とする文献は近代にいたるまで書き継がれ、イギリスによる植民地支配とも重要な関わりを持つ¹⁵。『マヌ法典（*Mausmṛti*、*Mānavadharmasāstra*）』はダルマーストラからさらに数百年を経て成立し、最も早く近代ヨーロッパ語に翻訳されたサンスクリットの古典でもある¹⁶。日本語訳も3種類出版されているが、これほどまでに珍重される理由は何であろうか。『マヌ』はインド古代社会の実情を描写したものではないし、著者・成立年代・地域のいずれも不明で、「法典」という訳語から想定されるような「法律書」でもないのである。

表3 『マヌ法典』の構成

章	内 容	分 類		
1	世界創造・目次	序 論		
2	dharma の源泉			
3	家長期	バラモン	正 し い 生 き 方	本 論
4				
5				
6	林住・出家遊行	王・クシャトリヤ		
7	王の職務			
8	司法規定	ヴァイシャ・シュー ードラの dharma		
9	ヴァイシャ・シュー ードラの dharma			
10	ヴァルナ混血	例外・逸脱からの復帰		
	窮迫時規定			
11	贖罪			
12	業と輪廻	結 語		

3-1. 『マヌ』の革新性

ダルマ文献の歴史は3段階に分けることができる。第1はダルマーストラの時代で、ヴェーダ学派の内部に「閉じた」文献であり、主として暗記を前提とした短い散文で書かれている。第2が『マヌ』に代表されるダルマシャーストラ。叙事詩や神話文献にも用いられる極めてポピュラーな韻文（*śloka*）を用いた、広く社会に「開かれた」文献であり、暗記ではなく声に

¹⁴ [沼田 2010]

¹⁵ [山崎 2006]

¹⁶ [葛西 2011]

古代インドにおける倫理と社会規範

出して唱えることを想定している。第3は注釈書や綱要書の類である。

『マヌ』に先行するダルマ・マシヤーストラは現存しないが、これは『マヌ』がこの分野の嚆矢であることを必ずしも意味しない。何かエポックとなるようなものが現れると、それ以前の同種類の文献が淘汰されて散逸するのである。それでは『マヌ』のどこがエポックであったのかというと、なによりも内容の多様さあるいは総合性であろう。ダルマ・マシヤーストラから継承する要素を含み、さらに王の職務に関わる章と司法の章を付け加えて、全12章から構成されている（表3）。このような主題は『アーパスタンバ』におい

表4 『マヌ法典』の司法主題（vyavahārapada）一覧¹⁷

1	負債の不払い	ṛnādāna
2	寄託	nikṣepa
3	所有主でない者による売却	asvāmivikraya
4	共同事業	sambhūyasamutthāna
5	贈与物の不譲渡	dattasyānapakarman
6	賃金不払い	vetanādāna
7	協約不履行	saṃvidvyatikrama
8	売買の解除	krayavikrayānuśaya
9	家畜所有主と牧夫の紛争	svāmipālavivāda
10	境界紛争	sīmāvivāda
11	言葉による暴力	vākpāruṣya
12	暴行	daṇḍapāruṣya
13	窃盗	steya
14	凶悪犯罪	sāhasa
15	姦淫	strīsaṃgrahaṇa
16	夫婦の生き方（婚姻）	strīpuṃdharma
17	財産分配（相続）	vibhāga
18	賭博	dyūtasamāhvaya

ては「付加部分」にあったが、『マヌ』においては中心的な主題のひとつで、分量的にも全体のほぼ3分の1を占める。『マヌ』がこの主題を重視するからとも言えるが、他の部分との対比ではいかにも不釣り合いであるという印象を拭えない。これはクシャトリヤにとってのdharmaだから、主題のひとつになることは不自然ではないが¹⁸、その大部分が別分野の資料から移植されたものと判断される。

インドの伝統では、dharmaとならんで、現実的な価値・実利（artha）、性欲を含む現世での欲望（kāma）の両者をも過不足なく追求することが理想とされ、それぞれに『アルタ・シャ

¹⁷ それぞれの項目名の訳語については〔渡瀬 1991〕によったが、再検討を要するであろう。

¹⁸ ダルマ文献の目的は、「4ヴァルナのdharma」を定式化することにある。

〈法〉概念の時間と空間

ーストラ (*Arthaśāstra*)¹⁹と『カーマ・スートラ (*Kāmasūtra*)²⁰が現存する。『マヌ』の7章から9章は、全面的に『アルタ・シャーストラ』に依拠し、しかも混乱した構造を示している²¹。いわば「ツギハギ」のまま伝承されているのだが、これによって dharma の守備範囲を広げることに成功している。

3-2. 『マヌ』の司法篇

『マヌ』の司法篇(表4)は、『アルタ・シャーストラ』の第3章を内容・構成の両面からモデルにしたと思われるが、ここに「婚姻」と「相続」を含む点に注目しよう。バラモンのな伝統では、婚姻は男子の人生における最重要のイベントであり、その結果として誕生する息子に家産を相続する。婚姻規定は家庭生活の諸規定を定めた『グリヒヤ・スートラ』に見られるし、『アーパスタンバ』ではいずれも前半のオリジナルのパートに配置されている。つまり、これらは家庭内の問題として位置づけられているのである。

『マヌ』は家庭生活を扱う第3章でもこれを取りあげるが、司法篇である第9章でも再びこれに言及し、『アルタ・シャーストラ』と同様、王の指揮監督下で刑罰や損害賠償などと同列に扱うのである。

『アルタ・シャーストラ』は邦訳の副題に「古代インドの帝王学」と謳っているように、現実の政治あるいは国家の運営という、すぐれて現実的な実利的課題を扱う。『マヌ』がこれを模倣していることに dharma の変容を読み取ることができるであろう。

『マヌ』に続いて成立した『ヤージュニャヴァルキヤ法典 (*Yājñavalkyaśmṛiti*)』は、『マヌ』に見られる上述の「ツギハギ」を修正し、よりコンパクト(分量的には半分)に全体を3章構成にまとめ、第2章全体を司法規定に充てている。それ以降の dharma 文献の関心はこの司法分野(vyavahāra)に傾斜し、各司法主題の学説を網羅して解説することに特化した綱要書『ダルマの集成 (*Dharmanibandha*)』が相次いで編纂される。こうしてダルマ文献の中心的課題は初期のダルマースートラからは大きく変質した。

4. まとめと今後の展望

これまでの議論と本報告のタイトルとの関係を整理して示し、さらに考察すべき今後の課題を考えてみたい。中国語の「法」にさまざまな意味があるように²²、dharma の意味するところ

¹⁹ [上村 1984]

²⁰ [岩本 1998]

²¹ [沼田 2004] [沼田 2005]

²² この点については、当日の討論中に鈴木賢氏から有益な教示を得た。

古代インドにおける倫理と社会規範

も多岐にわたる。その中心的な意味は、インド社会やインド文化の「正しさ」「あるべき姿」であって、『バガヴァッドギター (*Bhagavadgītā*)』における「本務 (sva-dharma)」は、各ヴァルナに配分された社会的な役割であり、実践的な倫理規範と言いうる。しかし、『マヌ法典』において、刑事法や民法法を含んだ狭義の「法律 (law)」の意味が付け加えられたのである。道徳的・倫理的な意味合いを排除する「アルタ (artha)」の要素を取り入れることによって。

批判を恐れずに敢えて言うならば、そのような変化の背景にはインド社会の大きな変動があるだろう。紀元前3世紀にアショーカ王 (Aśoka) が出て、インド亜大陸 (南部を除く) の統一的支配を成し遂げたとされている。彼の発した勅令の刻文資料の分布が、その支配の広大な領域に及んだことを示している。『アルタ・シャーストラ』が編纂されたこともそのような事実と無縁とは考えられないことであって、そのような大きな社会構造の変化——すなわち世俗権力である王権の強大化と、司祭としてのバラモンの地位の相対的な低下——が dharma の伝統に新しいフェイズを付け加えるモーメントになったのではないか。これまでの閉じた dharma から脱皮して、より社会的な普遍性のある規範へと変化する契機となったと考えたい。

参考文献

- Brereton, J.P., 2009, *Dhárman in the R̥gveda* ([Olivelle 2009] pp.27-67).
- Friedrich, E., 1993, *Das Āpastamba-Dharmasūtra – Aufbau und Aussage*, Frankfurt am Main.
- Grassmann, H., 1976⁵, *Wörterbuch zum R̥gveda*, Wiesbaden.
- Horsch, P., 2009, *From Creation Myth to World Law : The Early History of Dharma* ([Olivelle] 2009 pp.1-26).
- Hiltebeitel, A., 2011, *Dharma: Its Early History in Law, Religion and Narrative*, OUP.
- Kane, P.V., 1930-62, *History of Dharmasāstra*, 5 vols, Poona.
- Mayrhofer, M., 1956-80, *Kurzgefaßtes etymologisches Wörterbuch des Altindischen*, Heidelberg.
- Menski, W.F., 2003, *HINDU LAW : Beyond Tradition and Modernity*, Oxford.
- Olivelle, P., (ed.) 2009, *DHARMA Studies in its Semantic, Cultural and Religious History*, Delhi.
- , 2006, *Manu's Code of Law, A Critical Edition and Translation of the Mānava-Dharmasāstra*, New York.
- , 2000, *Dharmasūtras : The Law Codes of Āpastamba, Gautama, Baudhāyana and Vasiṣṭha*, Delhi.
- VPAK, *Vaidika-Padānukrama-Kośa*, Hoshiapur.
- 井狩・渡瀬、2002、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』平凡社 (東洋文庫 698)。
- 岩本 裕、1998、『カーマ・スートラ』平凡社 (東洋文庫 628)。

〈法〉概念の時間と空間

- 葛西康徳、2011、「法律家としての William Jones——Bailment and Speeches of Isaeus——」『Rindas 伝統思想シリーズ』5、龍谷大学現代インド研究センター。
- 片岡 啓、2001、「インド聖典解釈学の法源論——知覚と聖典の住み分け——」『仏教文化研究論集』5、26-50。
- 、1999、「永遠のダルマと顕在化——祭事教学ミーマーンサーにおける「ダルマ開頭説」再建に向けて——」『インド哲学仏教学研究』6、3-16。
- 上村勝彦、1984、『実利論——古代インドの帝王学（上・下）』岩波書店（岩波文庫）。
- 後藤敏文、2008、「古代インドの祭式概観——形式・構成・原理——」『総合人間学叢書』3、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、57-102。
- 小谷汪之、1996、『不可触民とカースト制度の歴史』明石書店。
- 田辺繁子、1953、『マヌの法典』岩波書店（岩波文庫）。
- 辻直四郎、1967、『インド文明の曙——ヴェーダとウパニシャッド』岩波書店（岩波新書）。
- 、1990、『ウパニシャッド』講談社。
- 中野義照、1974、『インド法の研究』日本印度学会。
- 、1951、『マヌ法典』日本印度学会。
- 、1950、『ヤージュニャブルキヤ法典』中野教授還暦記念会。
- 中村 元、1990、「ダルマ（法）の観念」『ウパニシャッドの思想』春秋社、723-752。
- 沼田一郎、2013、「インド古代法における「寄託」概念について——Arthaśāstra の例から——」『東洋学論叢』38（Forthcoming）。
- 、2010、「ダルマ文献における司法規定の歴史的変遷」『南アジア研究』22、220-227。
- 、2005、「Manusmṛti 王権論における第8、9章の意義（下）」『東洋学論叢』30、76-83。
- 、2004、「Manusmṛti 王権論における第8、9章の意義（上）」『東洋学論叢』29、26-38。
- 、2002、「Āpastambadharmasūtra における王権論の構造」『印度哲学仏教学』17、137-149。
- 藤井正人、2006、「ヴェーダ時代の宗教・政治・社会」『南アジア史1』山川出版社、57-90。
- 山崎利男、2007、「『マヌ法典』の成立とその後」『南アジア1』山川出版社、188-193。
- 渡瀬信之、2007、「ダルマ文献の成立」『南アジア1』山川出版社、85-90。
- 、1991、『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』中央公論社（中公文庫）。
- 、1990、『マヌ法典——ヒンドゥー教世界の原型』中央公論社（中公新書）。
- 、1988、「法典の成立とその思想」『岩波講座東洋思想 第5巻 インド思想1』岩波書店。
- 、1981、「Dharmasūtra において見出される Āsrama 観」『東海大学文学部紀要』36、1-18。